

広報広聴課長 様

宇和島保健所企画課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議		
事務局（担当課）	宇和島保健所 企画課 医療対策係 （担当） 館野 晋治 （内線） 2 5 5		
設 置 根 拠	☐ 法 律 ☐ 条 例 ☒ 要綱等 （名称） 愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議設置要綱		
設 置 年 月 日	平成 2 7 年 6 月 1 2 日		
審議会・検討会等の内容	宇和島構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、宇和島構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行う。		
公開・非公開決定（予定）日 （決定した会議開催日等）	令和 7 年 1 月 3 1 日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☒ 公 開 ☐ 全部公開 ☒ 部分公開 ☐ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 （名称）		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
紹介受診重点医療機関の認定について	圏域の外来医療の適正化を図るため、かかりつけ医からの紹介を重点的に受ける医療機関の明確化について協議するものであり、候補となる公立病院の内部における審議、検討又は協議に関する情報に言及する。 そのため、公開することにより、率直な意見の交換が損なわれたり、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、愛媛県情報公開条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当する。	(1)－5	
摘 要	新たな決定		
		報 告 日	令和 7 年 2 月 3 日

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。